

声 明

2010年10月29日

在日ビルマ難民申請弁護団

1 はじめに

本件は、ビルマ(ミャンマー)軍事政権から国籍を剥奪されて、日常的に強制労働、移動制限、財産の没収等をされて、国外に大量に流出しているロヒンギャ族20名に対する難民認定をしない処分及び退去強制令書発付処分の取消・無効を求めた裁判である。

ロヒンギャ族の国外への避難は、わが国のみならず欧米やオーストラリアなど難民条約批准国の各国に及んでいるが、これまでに難民条約批准国がロヒンギャ族をビルマ本国に送還した例は存在しない。

2 本判決は、以下のように判断して、20名中18名の請求を棄却した。

ア 難民該当性に対する判断

本判決は、ロヒンギャ族がビルマ軍事政権から国籍を否定され、強制労働を課されたり、財産を没収されるなどの様々な差別的・不利益な取り扱いを受け、厳しい状況に置かれていることは認めつつも、そのことから直ちに、ロヒンギャ族全員について、ロヒンギャ族であることを理由として「迫害」を受けるおそれがあるとするのは困難であるとした。

その理由として、①1992年に約25万人のロヒンギャ族が流出したときも、約50万人のロヒンギャ族がビルマに残ったこと、②原告らの中にも強制労働の経験がない者や親族が本国で平穏に生活している者が存在することなどが挙げられている。

イ 退去強制令書に対する判断

本判決は、国籍を否定されているビルマを送還先とすることについて、①入管法は「退去強制者が希望しない国を送還先と指定することができないというものではない」こと、②原告らがかつてビルマに居住していたことがあったことなどを理由に、「本邦に入国する前に居住していたことのある国」であるビルマを送還先として指定することが可能とした。

また、ビルマ軍事政権がロヒンギャ族の受け入れを拒否している点についても、判決は、「入管法は、送還不能の場合であっても、退去強制令書を発付することが予定している」と判断した。その理由として、判決は、入管法が、①直ちに送還することができないときは、送還可能のときまで入国者収容所等に収容することを認めていること、②送還できないことが明らかになったときは、必要と認める条件を附して、その者を放免できると定めていることを挙げている。

3 本判決に対する疑問

ア 「迫害」のあてはめにおける人権意識の希薄さ

本判決は、民族の3分の1が国外に流出するという極めて異常な事態に至っているにもか

かわらず、その事態に目をつぶり、3分の2が残っているということを理由に、ロヒンギャであることによっては難民該当性が認められないと判断しており、問題の本質を直視していないものといわざるを得ない。

また、例えば、連日身柄を拘束されて強制労働させられた原告について、「その期間も2、3日にとどまり、食事を取ることができない場合ばかりでない」と述べるなど、首をかしげざるを得ないような人権意識の希薄な評価をしている。さらに、「迫害」のあてはめにおいては、ロヒンギャに対する人権制約も「生存を脅かすようなもの」ではないとして、「迫害」の解釈も国際的な水準を示さず「生命又は身体に対する人権の制約」という狭義の立場をとり、なおかつ、適用においてさらに厳しい判断基準によって迫害の認定を狭めたのである。

このように、本判決における難民該当性の判断は、難民条約批准国の世界基準に遠く及ばないばかりか、従来の日本の裁判例における判断基準と比べても後退しており、極めて不当といわねばならない。

イ 国籍を否定している国への退去強制発付処分の不当性

本判決は、ロヒンギャ族に対して国籍を否定しているビルマに対する退去強制令書の発付を、「送還不能」でも退去強制令書を発付することはできると、形式的な法解釈をして、適法とした。その前提として、送還不能なら入国者収容所に収容していればよいということまで言及しており、その人権感覚を疑わざるを得ない。

また、ロヒンギャについては、自国民と認めないビルマ軍事政権が受け入れないという実態、つまりロヒンギャの無国籍性もまったく顧慮されておらず、現実の世界からかけ離れた非常識でかつ無責任な判断と言わざるを得ない。

なお、同じ裁判体は、平成22年2月19日に、無国籍者に対する退去強制令書発付処分を違法とする判断をしているが、本判決はこれとの整合性という点でも、大いに疑問といわざるを得ない。

以上